

0. はじめに

(1)の文は主節に「感情述語」または「評価述語」と呼ばれる述語を含んでおり、補文の表す事態に対する話し手(認識主体)の感情的な反応や評価を表している。本論ではこのような述語をまとめて「評価述語」と呼ぶ。¹ これらの補文には、「should+動詞の原形」(以降、should 単純形)や「should+have+動詞の過去分詞」(以降、should 完了形)という形で should が現れることができる。

(1) a. (At a party. Seeing a man,)

I'm surprised that he should {come/have come} to the party.

b. It's unthinkable that they should deny my request.

(Quirk et al. 1985:1014)

c. It's natural that he should {come/have come} to the party.

should は主節において「～ すべきだ」や「～ はずだ」などの、「弱い義務」や「論理的必然性」(tentative necessary (Palmer 1987), logical necessity (Leech 1987))を表すによく述べられるが、(1)の should はこれらの用法と区別され、以下のような様々な名称で呼ばれる: “emotive *should*” (Aijmer 1972), “evaluative *should*” (Palmer 1987), “putative *should*” (Quirk et al. 1985), “SHOULD(=感情)” (澤田 1998)。本稿では「評価の should」と呼ぶことにする。²

評価の should を含む補文には、認識主体によって事実だとみなされている事態を記述しているものとそうでないものがあり、本論では、前者を「叙実的な補文」、後者を「非叙実的な補文」と呼ぶことにする(factivity, Kiparsky & Kiparsky 1970, Lyons 1977 参照)。ある事態が事実であるとみなされるためにはそれが現在または過去にすでに起こっている必要があるので、文脈に基づいて未来の事態を記述すると判断されるものは自動的に非叙実的な補文となる。³ (1a)の補文はいわゆる「叙実型述語」(factive predicate)を含んでいるが、このような文の補文は、should 単純型と should 完了形のどちらが含まれていても、事実を表している(叙実的)とみなされる。一方、

(1b)の補文は、述語の意味上、明らかに非叙実的である。(1c)の *natural* の文はやや複雑であり、まず *should* 完了形を含む場合は、その補文は過去の事態を表す(叙実的)とみなされる。しかし *should* 単純型を含む場合は、文脈によって、現在または過去の事態を表す(叙実的)と判断されたり、未来の事態を表す(非叙実的)と判断されたりする(*It is natural that he should come to the party (tomorrow)*)。⁴

should の現れる補文が叙実的である場合、ほとんどのものが同じ文脈でも単純現在形(または過去形)の動詞を含む補文と交換できる。例えば(1a)の補文を単純過去形に換えることも可能である。しかし母語話者によっては、交換できたとしても、*should* を含む文の方に単純形にはない特別な含意を感じる人がいる。また同じ *should* を含む文が文脈によって異なる含意を生むこともある。

本論では、叙実的な補文に現れる評価の *should* を扱い、この *should* が「仮想性(非叙実性)」(Quirk et al. 1985, Leech 1987, Declerck 1991)や「心理的衝突」(澤田 1998)を表すと分析する先行研究の問題点を指摘する。そして、評価の *should* が主節における *should* の様々な用法と同様に、本質的に「妥当性」を表すと仮定することで、評価の *should* の統一的な分析を試みる。

1. 先行研究とその問題点

1.1. Putative *should* (Quirk et al. 1985)

Quirk et al. (1985:1014)は(2)と(3)の従属節に現れるような *should* をすべて“putative *should*”と呼び、これらの *should* の存在によって、補文の表す事態が現在に存在している、またはこれから起こる「可能性」があると認識されると言う。例えば、(2a)や(2b)の *that* 節や *so (that)* 節はまだ実現していない事態(願望の対象や目的)を表すので、putative *should* が現れている。⁵

(2) a. I'm anxious that I shouldn't be in the way. (Quirk et al. 1985:1014)

b. We paid him immediately so (that) he would[/should] leave contented.⁶

(cf. ..., so (that) he left contented.) (ibid. 1108)

(3) a. I'm surprised that he should feel lonely.

(cf. I'm surprised that he feels lonely.) (ibid. 1014)

b. It is a pity that they should be so obstinate. (ibid. 1014)

(2b)の括弧に示すように、*so (that)* 節は、単純過去形を含んでいる場合にはすでに実

現した事態、つまり結果を表す。このような現象をもとに Quirk et al. (1985:1108) は、so (that)目的節は putative であるが、so (that)結果節は factual であると述べている。このことから彼らが putative *should* を非叙実性の含意を持つものと考えていることがわかる。本論ではこの点を踏まえて putative という語を「仮想的」と言い換えることにする。

(3a,b)の文は叙実型述語を含んでいるが、Quirk et al.はこれらの *should* も putative *should* とみなす。そして、(3a)で *should* を用いれば、この認識主体が補文の内容(「彼が寂しさを感じていること」)を正しいとみなしていることを表わし、現在形の動詞(feels)を用いればその内容を疑っていることを表すと言う(“...questions the loneliness” p.1014)。⁷ しかし、評価の *should* は下の (4)のように、認識主体が補文の表す事態を目の当たりにしている場合でも用いることができる。このことから評価の *should* は、認識主体が補文の内容の真実性を文字通り「疑っている」というよりは、認識主体がその内容を(真実であると知りつつも)意外に思っているということを表しているのではないかと考えられる。

(4) (At a party. Seeing a man,)

It's surprising that he should {come/have come} to the party.

Quirk et al.が叙実型述語の補文に現れる *should* も仮想性を表すと考えていることは、(3b)と(5)の if 節を含む文の意味が近いと述べていることから明らかである。

(5) It is a pity if they are so obstinate.⁸ (Quirk et al.1985: 1014)

(6) A: The trouble with my sons is that they are obstinate very much.

B: It's a pity {that they should be/??if they are} so obstinate.

しかし、(6)に示すようにこの二つの文は現れられる環境に違いがある。(6)において B は、A の発話から A の息子達が頑固であることを知っている。この B は A に対して(3b)を発話することはできるが、(5)を発話することはできない。これはつまり、(3b)の補文は叙実的であるのに対し、(5)の if 節は非叙実的であることを示す。以上のように、Quirk et al. (1985)の分析には、叙実的な補文に現れる *should* までも仮想性という非叙実性を含意する概念で説明しようとしていることに問題がある。Declerck (1991: 422)も、補文に *should* が現れている surprised の用例をあげて、この文の認識主体は

補文命題の真実性を認めているとしか解釈できないと述べている。

1.2. 心理的衝突 (澤田1998)

澤田(1998)は Behre (1955)の分析に基づいて評価の should は認識主体と命題との心理的衝突(認識主体が命題の内容を心理的に受け入れ難いと思っていること)を表すと考える。例えば、should が surprising などの驚きを表す述語の補文に現れる場合は、補文の命題が認識主体の予想と対立していることを表し、sad などの悲しみの述語の補文に現れる場合は、補文命題が認識主体の願望と対立していることになる。心理的衝突とは、我々の様々な感情的反応の根底にあるものと考えられる。補文中に should の出現を許すような述語の中には、natural や not surprising などのように、認識主体の命題に対する冷静な(感情的でない)反応を表していると思えるものもある。澤田(1998:164)はこのような表現を「冷静な内容の表現」と呼んでいるが、本論では「当然の意味を表す述語」と呼ぶことにする。澤田はこの種の表現の補文に現れる should も心理的衝突を表していると分析する。

(7) It is not surprising that, therefore, that we should find a sharp contrast in style and outlook between Maugham's early and late work. (Behre 1955:71)

例えば、澤田(1998:164)は(7)の Behre (1955)の用例をとり上げ、この文は先行文脈に「モームの前期と後期の作風には顕著な違いがある」と述べている人が想定でき、その意見に対して話し手が「そんなことはあたりまえだ」と感情的に発話していると考えられると言う。そして、この should には日本語の「なんて」と同様に、話し手の軽視や侮りの感情を伝える働きがあると述べている(「...違いがあるなんて当然だ」)。

しかし、次の(8)や(9)のように、当然の意味を表す述語の用例には、should が現れていても、先行文脈に補文命題の内容を主張した人がいない場合や、軽視や侮りの感情が表されているとは思えないようなものもある。

(8) A: You were hurt because of my short temper.

B: It's only natural that you should be[/should have been] angered,

Ketcha.

(*Nausicaä of the Valley of the Wind* vol. 4, 英語版)

(9) '...as it was the first collection prepared without Laura present the whole time, it was not surprising that difficulties should surface [/surfaced],'

Moirira explained. (NBC)

(8)の対話には次のような背景がある: A と B が敵国の地に侵入しているとき、商人が奴隷の子供にひどい仕打ちをしているのを見て逆上した A が、その商人を蹴り倒してしまった。そのために A と B の素性がばれてしまい、逆に大勢の敵から攻撃されることになった。なんとか逃げのびることはできたものの、B が手傷を負ってしまった。この文脈では、A(ケチャ)が B に自分の短気な振る舞いをわびており、それに対して B が *should* を含む文を用いて A の行為が間違いではなかったことを伝えており、B は憤りの感情を示しているところか、補文命題の内容を受け入れていると考えられる。

(9)の文では、あるブランド品の新作発表会の準備中にデザイナーと販売人の間で意見の不一致があり、今回はローラがいなかったのがこのような問題が起こったのも不思議ではないということが表されている。母語話者によれば、この *should surface* は単に *surfaced* に換えることができ、前者の方が話し手の憤りを表わしているとは特に感じられないと言う。

以上のように、評価の *should* が心理的衝突を表すと考えると、特に当然の意味を表す述語の用例を説明する際に問題が生じてくる。

2. 評価の *should* の含意

この節では、まず、母語話者が評価の *should* が用いられる場合とそうでない場合とで実際どのような違いを感じているのか、すなわち、評価の *should* にはどのような特別な含意があるのかということを観察し、それからその感想をもとに評価の *should* の働きを探る。評価の *should* の含意は、それが *surprising* や *sorry* などの感情的な反応を表す述語(以降、感情的な述語)と、*natural* や *no surprise* などの当然の意味を表す述語のうち、どちらのタイプの述語の補文に現れるかで大きく異なる。以下では、叙実性に関して曖昧さのない *should* 完了形を含む用例を中心に扱っていく。

2.1. 感情的な述語の場合

まず、感情的な述語を含む用例から、評価の *should* の含意を観察していく。

(10) I'm surprised that he {came/should have come} to the party. (= (1a))

(11) a. I'm sorry that he {left/should have left} so early.

b. It's wonderful that he {came/should have come} to the party.

(10)の文に対する母語話者の反応は大きく二つに分かれる。should を用いる文には古い表現だという以外、特別な違いを感じないと言う人(以降、タイプ 1 の話者)と、should の文には特別な含意があると言う人(タイプ 2 の話者)である。タイプ 1 の話者にとっては評価の should が文全体の意味にほとんど貢献していないことになるが、同様のことは Palmer (1990:189f.)や Bybee et al.(1994)にも述べられている。⁹ この節では、タイプ 2 の話者の判断をもとに評価の should の働きを探り、タイプ 1 の話者との違いについては 3.4 節で論じることにする。

タイプ 2 の話者によれば、(10)の should を含む文には「彼はパーティーに来るはずではなかった」もしくは「彼はパーティーに来るべきではなかった」という含意があると言う。この含意は、(10)の補文の否定形に対応する文(he should not have come to the party)が持つ認識的な意味と義務的な意味にそれぞれ相当する。また、このタイプの話者によれば、この文から認識的な意味の含意が生まれる背景には、例えば、「彼は普段特定のタイプのパーティーに行く人であり、その日行われたパーティーは彼の好みのものではなかった」というような状況が考えられると言う。対して、義務的な意味の含意が生まれる背景には、「彼は先日その主催者と喧嘩したばかりなので、彼がパーティーに参加することには問題がある」などの状況があると言う。

(11)の sorry や wonderful の用例の場合も同様に、評価の should が補文の否定形に相当する文の表す意味を含意をしていると考えられる。例えば、(11a)の should を含む文が「彼はパーティーの主催者であったのに早く帰ってしまった」というような状況で発話された場合には、「彼はそんなに早く帰るべきではなかったのに」(he should not have left so early)という軽い非難の意味を伝える。また、(11b)の should の文は、「彼は有名人なのにこのような小さなパーティーに来た」というような状況で発話され、「彼は来るはずでなかった(he should not have come to the party)、驚いた」という含意を生む。

以上のように、タイプ 2 の話者は should の存在から補文の否定形に相当する文を想起しており、その文は文脈によって認識的な意味を表したり、義務的な意味を表すことが観察された。このように、評価の should が表面上の補文命題ではなく、その否定形と関わっていると考えれば、その意味も主節での用法に見られる、弱い義務や論理的必然性という意味とほとんど変わらないと理解できる。

表面上の補文命題の否定形を想起させるという点で、評価の should は次の文の some(thing)や anything と類似している。

(12) a. I'm surprised that some hasn't already said something to you.

b. John is sorry that anything happened. (Baker 1970:182)

some(thing)や anything などの表現は、普通、肯定または否定の極性を持つ文にしか現れないが、(12a,b)の補文にはこの規則があてはまらない。このような「極性の反転」(polarity reversal)という現象が起こっている文は、認識主体が事実を知覚する前に、本来 some(thing)や anything と相性の良い、否定形の補文を想起していたことを含意する(Baker 1970:182)。つまり、(12a)からは 'I expected that some would have already said something to you'が、(12b)からは 'I wished that nothing would happen'という文が想起されることになる。

「表面上の命題ではなく逆の極性を持つ命題と関わりを持つ」という共通点がある一方で、この二つには、「評価の should の場合は認識主体が補文の事実を知る前に必ずしも逆の内容を望んでいたり予想している必要はない」という違いもある。これは次の容認性の対比からわかる。¹⁰

(13) a. *She was surprised that there were any buffaloes in the dining room. She had never considered the possibility of such an invasion.

(cf. She was surprised that there were buffaloes ... She had never...)

b. She was surprised that there should be buffaloes in the dining room. She had never considered the possibility of such an invasion.

(13a)が容認されないのは、1文目には any の存在によって、「彼女は (先程はいたが) 居間にもうバッファローが 1 匹もいないと思っていた」(She expected that there would not be any buffaloes...)という含意があるのに対し、2文目が「バッファローがいる可能性について考えていなかった」という意味を表し、前文の含意と後文の意味が矛盾するためである。一方、(13b)の should を含む文には、逆のことを予想していたという含意がないため、同じ文を後続させても問題が生じない。

2.2. 当然の意味を表す述語の場合

このタイプの述語に現れる should に関しても、単純過去形との違いを感じる人(タイプ 2)と感じない人(タイプ 1)がいる。¹¹ ここでもまずタイプ 2 の話者の感想を観察し、3.4 節でタイプ 1 の話者について述べることにする。

感情的な述語の場合と異なり、この場合の should は表面上の補文に関わりがある。

(14) A: You were hurt because of my short temper.

B: It's only natural that you should be[/should have been/were] angered,
Ketcha. (= (11))

(15) It's natural that he {came/should have come} to the party. (= (1c))

(14)の should が用いられている文には、「ケチャが怒ったという出来事は理由もなく生じたのではなく、彼女が商人のひどい行為を見たという出来事によって引き起こされた」という因果関係の含意があると言う。4節で詳しく述べるように should 完了形は反事実的な意味しか表さないとよく言われるが、この補文中の文(you should have been angered)は、主節に現れている場合でもそのような意味を表すことができる。母語話者によるとこの文は「同じ状況であれば誰でも同じことをするはずだ」という認識的な意味と、「同じ状況であれば誰でも同じようにするべきだ」という義務的な意味の両方の意味を感じさせると言う。よって、この should の文の意味は Coates (1983:77)の言う「融合」(merger)の意味に近いと考えられる。should には融合の例が多いと観察されている(Palmer(1987:134)も参照)。(15)の should の文にも「誰もが行くようなパーティーであった、だから彼もそれに行った」または「彼の好きなタイプのパーティーだった、だから彼は行った」というような因果関係の含意を強く感じると言う。この場合は行為に理想性が関わっていないため、should の義務的な意味というよりは、認識的な意味に近いと思われる。

(16)は no surprise の例である。この文脈は(14)の A と B が無事に帰ってきたあと、別の仲間 A'が B に事情を聞いたというものである(Tormekia は敵国の名前、Drok は A(ケチャ)の国の名前である。)

(16) A': What's the matter with you?

B : Ketcha knocked down a Tormekian who had treated his Drok children
slaves cruelly. They realized that she is a Drok and attacked us.

A': It's no surprise that she {got/should have gotten} so angry.

この場合にも、(14)と同様、should には因果関係の含意があり、補文の should の文の融合的な意味が should の特別な含意となっていると考えられる。

これまで評価の should の含意を観察してきたが、感情的な述語の補文に現れるものも、当然の意味を表す述語の補文に現れるものも、主節の should と同じような意味(すなわち、認識的意味、義務的意味、または融合)を表していることが分かった。

3. 評価の should と評価述語の関わり

これまで見てきた二つのタイプの評価述語は、認識主体の感情的な反応を表しているかどうかに関して正反対の性質を持つと言える。3節では、これらの述語にも共通する意味があることを指摘し、その意味は should の基本的な意味と同じであると論じる。

3.1. 評価述語と妥当性

1.2節で、澤田(1998)が評価の should は基本的に心理的衝突(すなわち、認識主体の予想や願望と、命題との対立)を表すと考えていると述べた。この心理的衝突という要素は、否定の命題を想起させる感情的な述語にはもともと備わっているが、命題の内容に対する心的受容を表す当然の意味を表す述語には備わっていないと考えられる。しかし、これらの二つのタイプの述語にも「妥当な事態を想起させる」という共通の性質がある。「妥当な事態」とは、感情的な述語の場合は、「問題の状況下ではこうなる(する)はず(べき)だ」という形で、認識主体によって想起される事態であり、これまでの例では補文命題の否定形が表す事態に相当する。これは澤田(1998)の言う、命題と対立する認識主体の予想や願望に等しい(1.2節)。ただし注意すべきことは、2.2節でも論じたように、この予想や願望は、必ずしも認識主体が事実を知る前に抱いているとは限らない。認識主体が事実を知覚してから、自分の持つ知識や常識に基づいて、こちらの方が妥当だと思える事態を想起することも可能なのである。このことを前提にすれば、Quirk et al.(1985)のように should は仮想性を表すと仮定する必要もなくなり、should が補文の叙実性と衝突するという問題も生じなくなる。

当然の意味を表す述語の表す妥当な事態とは、この述語が補文の表す事態が生じたのは十分予測できること、理にかなっていることだという意味を表すので、まさにその補文の表す事態に相当する。

以上のように、両者のタイプの述語も、認識主体がある事実に対して何らかの評価を下す際の基準、すなわち妥当な事態を想起させる力を持っているのである。

3.2. should と妥当性

3.1節で評価述語は妥当な事態を想起させる力があると述べたが、先行研究を見る

と、この「妥当性」という概念は主節に見られる様々な *should* の意味にも特徴的なものであることがわかる。先行研究で、*should* の認識的意味と論理性とのつながりが指摘されているが(「論理的必然性」(logical necessity, Leech 1987:100)、「論理的想定」(logical assumption, Coates 1983:64f.,82)、「論理的推論」(澤田 2000)等)、論理性と妥当性という概念は、両者とも客観的な判断に関わるという点で類似している。よって、そのような先行研究の記述は *should* の認識的意味と妥当性とのつながりも支持していると捉えられる。

should の義務的な意味として、道徳的義務、当然、忠告、正当な手続きなどが Coates (1983:58f.)によって上げられている。Coates は義務的 *should* の話し手は行為の実現の要求を示唆しているだけで、自分に従うようにと期待してはいないと述べているが、これはつまり義務的 *should* の話者は、自分の行為の妥当性を述べるにとどまっていると言っても過言ではないと思える。

認識的意味と義務的意味のどちらにも妥当性という意味があると考えれば、当然、融合の事例の場合にも妥当性の意味が関わっている。(17)の A は *should* の文を用いて「ビールはこの値段ならおいしいはずだ」という妥当と思われる判断と、「この値段ならおいしくなくてはならない」という起こるのが妥当と思える事態を両方表している。Coates(1983:82)が *should* の融合の事例のパラフレーズとして、“it is reasonable to assume that...”を上げていることも示唆的である。

(17) A: It's a jolly good beer. / B: Is it?

A: Well, it should be at that price.¹²

3.3. 評価の *should* の働き

3.1 節と 3.2 節をまとめると、評価述語には妥当な事態を想起させる性質があり、*should* には妥当性という中核的な意味がある。このことを踏まえ、本論では、評価の *should* の本質的な働きは主節の評価述語が想起させる妥当な事態の妥当性をより強調することであると考えられる。

しかし、本質的な働きは一緒であっても、評価述語のタイプによってその副次的な効果が異なる。例えば感情的な述語の補文に現れる *should* は、妥当性を強調するという、その本来の働きをするために、妥当な事態を(すなわち補文の表す事態と意味的に対立する事態を)積極的に想起させる。一方、当然の意味を表す述語の補文に現れる *should* は、聞き手に補文の表す事態(妥当な事態)を引き起こす、別の事態を積極的に

想起させるという副次的な効果を持つ。

ところで、2.1 節で感情的な述語の補文に現れる *should* は否定形の命題を想起させると述べたが、必ずしも否定形であるとは限らない。例えば(11a)の文からは、*he should have stayed at the party longer* という肯定形の文が想起されることも可能である。否定形の含意があるという感想が多いのは、それが限られた文脈で最も母語話者にとって想起しやすい文であるためである。このタイプの述語の *should* は補文命題と意味的に対立する命題を想起させると言い換えられる。

3.4. 評価の *should* と評価述語の調和: タイプ1の話者の場合

これまでは、評価の *should* に特別な含意を認める話者(タイプ2の話者)の感想に基づいて分析してきた。前節で説明したように、*should* は評価述語が本来想起させられる意味と同じ意味を持つと仮定すれば、人によって *should* の含意が異なるという事実も比較的簡単に説明できる。

タイプ1とタイプ2の話者の評価の *should* に対する感じ方の違いは、タイプ1の話者の中では、評価述語が持つ妥当性という意味と *should* の持つ妥当性という意味が「調和」(harmonic combination)しているのに対し、タイプ2の話者の中ではそのような調和が生じていないと考えることで説明できる。調和とは Lyons (1977)らによって観察されている現象で、(18a)の *may* や *possibly* のように、同じような意味を持つモダリティ表現が一つの文に複数現れても、文全体の意味は(18b)のように一つの表現しか含んでいないものと変わらないという現象である(Coates 1983:45, Bybee et al. 1994: 214f.も参照)。

(18) a. He may possibly have forgotten.

b. He {may have/has possibly} forgotten. (Lyons 1977:807)

この調和という現象のために、タイプ1の話者にとっては、評価の *should* を含む文の意味と単純形を含む文の意味がさほど変わらないものとなるのである。

4. 評価の *should* と補文命題の叙実性

最後に評価の *should* の叙実性について考察する。2.2 節で、当然の意味を表す述語の補文に *should* が現れる場合には、補文の *should* の文の意味がそのまま文全体の特別な含意となると述べた。しかし同節でも言及したように、*should* 完了形は、認識的

意味と義務的意味のどちらを表す場合にも、命題の表す事態が実在しなかったこと(反叙実性)を強く含意するとよく言われる(Coates 1985:61,74f., Leech 1987: 100)。¹³ はたして、should 完了形の文が、命題内容の表す事態を事実だとみなしている話者によって発話されることはあるのだろうか。

Palmer (1987)も言及しているように、実際には次のように should 完了形の文は叙実的な命題内容を伝えることができる。Palmer (1987)のあげる(19)の文は、単独では認識的、義務的、融合の意味のうち、どの意味を表しているか分からないが、(20a-c)の文脈に入れるとそれぞれの意味を表すと解釈できる。

(19) He should have been there—and he was. (Palmer (1987:133))

(20) a. Since he is a friend of the host, he should have been there—and he was.

It's what I expected. (認識的)

b. Since he was the host of the party, he should have been there—and he was. He did his duty. (義務的)

c. Since he was the host of the party, he should have been there—and he was. It's only natural. (融合)

(20a-c)がすべて容認されることから、三つのどの意味を表す場合でも should 完了形の文は必ずしも反叙実性を含意せず、ある出来事が起こったことの妥当性を表すことができると言える。¹⁴ よって、natural や no surprise の補文が事実と妥当な事態の両方を表しているという分析も可能である。

5. おわりに

評価の should は主節での用法と同じように本質的には妥当性を意味する。補文が未来の事態を記述している場合など、非叙実的な補文に現れることも可能であるが、叙実的な補文に現れた場合、その補文が事実であるという前提をなくす働きもない。つまり、should が現れている場合でも、単純型が現れている場合と同様に、認識主体が補文命題を事実だとみなしている場合があるのである。この妥当性という意味は、主節の評価述語自体も想起させることが可能であり、タイプ1の話者は should の表す妥当性が述語からも想起できる妥当性と調和するために、should があたかも何も意味を持たないように感じる。タイプ2の話者の場合は、二つの意味は融合せずに、should が積極的に、補文の表す事態と対立する事態や、その事態を引き起こしたと考

えられる別の事態を想起させることがわかった。

注

* この場を借りて、執筆に際し貴重なご助言をくださった佐野真樹氏と一戸克夫氏に、また、インフォーマントとして協力してくださった石田 Priscilla さんと Eleanor Olds Batchelder さんに、心から感謝の意を表したい。

¹ ここで評価述語と呼ぶものは、先行研究で emotive predicate (Kiparsky & Kiparsky 1970) や non-assertive predicate (Hooper 1975)、または evaluative predicate (Bybee et al. 1994) と呼ばれるものに相当する。このタイプの述語は命題に対する認識主体の評価付けや感情的反応を表すと言われる。一方、non-emotive predicate や assertive predicate は、believe や possible などがその典型例であるように、命題の真偽性に関する認識主体の確信の度合いを表すと言われる。

² 本論では主に、認識主体が話し手であり、主節の時制が現在である用例を扱っていくが、(ia,b) や Behre(1955)のあげる用例にもよく見られるように、評価の should の用例には認識主体が第三者であったり、主節の時制が過去であるものも多く見られる。

(i) a. I {am/was} surprised that she should feel at home in our country.

b. He {is/was} surprised that she should feel at home in our country.

評価述語が現れる構文には、(ia,b)のように主語が認識主体であるものと、(ii)のように主語が虚辞の it であるものがある。この二つの構文に現れる should に有意義な意味の違いが認められなかったので、ここではこの二つに差はないものとして議論を進める。

(ii) It {is/was} surprising that she should feel at home in our country.

³ 認識主体が命題を偽だとみなしている補文、つまり反叙実的(contra-factive)な補文も、ここでは非叙実的な補文の一種に含まれると考える。反叙実性については 2.2 節と 4 節で再び論じる。

⁴ 下の(ia)の文は、実際に天気がいいところを見ながら発話することもできるし(叙実的)、so がなければ未来の天気について表しているとも解釈できる(非叙実的)。(ib)は Quirk et al.(1985:1014) が非叙実的(nonfactual)な例とみなすものであるが、should 完了形であれば過去の出来事について表すことも可能である。(ic)の容認性が悪いことから、surprising が natural などとは異なり、補文が should を含んだ形で未来の出来事を表しにくいことがわかる。

(i) a. It's lucky that the weather should be so fine.

(小西(編) 1989:792)

b. It worries me that their children should travel [/have traveled] alone.

c. It is surprising that he {??should/will} come to the party tomorrow.

補文内で should 単純形を用いて過去の事態を表すことは、should 完了形を用いる場合より制限がきつい。例えば、should 単純形の叙実的な使用を一切認めない人や、認識主体が補文の内容を

知ったばかりだという場合にだけその使用を限る人もいる。

⁵ (2a)のような願望や必要性を表す述語(necessary など)の補文では、should の代わりに動詞の原形(仮定法現在形)を用いることもできる(疑似仮定法の should (Coates 1983:67f.など))。

⁶ Quirk et al.(1985:1108)は、目的を表す so (that)節には、can, could, may, might, should, would の法助動詞のうちどれか一つが現れると言う。(2b)の should の容認性は筆者が調べたものである。

⁷ ただし Quirk et al.(1985:1014)は、この違いはニュアンスの違いであり、should が含意する非叙実性が叙実型述語の持つ叙実性の力によって打ち消されることもあると付け加えている。Leech(1987:115)にも同じ趣旨の記述がある。

⁸ 母語話者の中には pity が if 節をとっていることや、主節に will や would が含まれていないことを理由に、この文自体を完全に非文法的な文と判断する人もいる。

⁹ Bybee et al.(1994)は通時的な視点から、評価の should は補文に現れる should の中でも最も文法化の進んだものであると考えている。Palmer(1990)は評価の should の存在は余剰的に感じると述べている。

¹⁰ (13a)の文とその括弧内の文は Linebarger (1980:129)の用例に修正を加えたものである。

¹¹ このタイプの述語では、should を用いるのは古い言い方だと感じる人はほとんどいない。BNC コーパスにもこのタイプの should の用例は多く見られる。本論では、この感情的な述語と当然の意味を表す述語の違いは論じないことにする。

¹² この例の ought to を含むものを Coates(1983:78)があげている。その意味は本文で述べた should を含むものとほとんど変わらない。

¹³ 叙実性(factivity)という用語は通例、補文命題の性質や述語のタイプを論じる際に用いられるが、Coates(1983:235ff.など)はこの語を法助動詞と共に起する命題内容の性質を論じる際に用いている。そして should や ought to が基本的に反叙実的であることや、can の一部の用法が叙実的であることを除けば、法助動詞は本質的に非叙実的であること、すなわち、話し手が命題内容の真偽性に(完全には)関与していないことを表すと言う。

¹⁴ (i)の B が発話している文も、B は A の発話内容を聞いてその内容を事実とみなしていると考えられるので、叙実的な命題内容を含んでいると言える。(ii)の should の用例も同様であると思われるが、Coates (1983)はなぜかこの例を非叙実的であると説明している。

(i) A: I was so excited. B: So you should have been.

(cf. A: I'm so excited. B: So you should be. (Genius))

(ii) Italian crack Molvedo... shapes like another Ribot. So he should- he is a son
of Ribot. (horse-racing)

(Coates 1983:82)

参考文献

- Aijmer, K. 1972. "Some Aspects of Psychological Predicates in English." *Stockholm Studies in English* 24. Stockholm: Almqvist and Wiksell.
- Baker, C. L. 1970. "Double Negatives." *Linguistic Inquiry* 1, 169-86.
- Behre, F. 1955. *Meditative-Polemic Should in Modern English That-Clauses*. Gothenburg *Studies English* 4. Stockholm: Almqvist and Wiksell.
- Bybee, J., R. Perkins, and W. Pagliuca (1994) *The Evolution of Grammar: Tense, Aspect, and Modality in the Languages of the World*. Chicago: The University of Chicago Press.
- Coates, J. 1983. *The Semantics of the Modal Auxiliaries*. London: Croom Helm.
- Hooper, J. B. 1975. "On Assertive Predicates." In J. P. Kimball ed. *Syntax and Semantics* 4, 91-124. New York: Academic Press.
- Kiparsky, P. and C. Kiparsky. 1970. "Fact." In M. Bierwisch and K. E. Heidolf ed. *Progress in Linguistics*, 143-73. The Hague: Mouton.
- Leech, G. 1987. *Meaning and the English Verb*, 2nd edition. London: Longman.
- Linebarger, M. 1980. *The Grammar of Negative Polarity*. Ph.D. dissertation, MIT.
- Lyons, J. 1977. *Semantics* 2. Cambridge: Cambridge University Press.
- Palmer, F. 1987. *The English Verb*, 2nd ed. London: Longman.
- Palmer, F. 1990. *Modality and the English Modals*, 2nd ed. London: Longman.
- Quirk, R., S. Greenbaum, G. Leech, and J. Svartvik. 1985. *A Comprehensive Grammar of the English Language*. London: Longman.
- 澤田治美. 1998. 「should (=感情)の意味論—評価的な心的態度(evaluative modality)をめぐって—」『小西友七先生傘寿記念論文集 現代英語の語法と文法』160-8. 東京: 大修館.
- 澤田治美. 2000. 「法助動詞とコンテクスト: 認識的法助動詞を中心として」日本英文学会レジメ

辞書、コーパス

- 『英語基本形容詞・副詞辞典』研究者出版. 1989. [小西(編)]
- 『ジーニアス英和辞典』第2版. 大修館. 1994. [Genius]
- British National Corpus (<http://thetis/bl.uk/lookup.html>) [BNC]